

京都市児童福祉施設等における
子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもへの性被害防止対策の推進を図るため、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、障害児入所施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所（以下「児童福祉施設等」という。）における性被害防止対策のための設備・備品の購入等に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児院
児童福祉法（以下「法」という。）第37条に規定する乳児院
- (2) 児童養護施設
法第41条に規定する児童養護施設
- (3) 児童心理治療施設
法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- (4) 母子生活支援施設
法第38条に定める母子生活支援施設
- (5) 児童自立生活援助事業所
法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を実施する事業所
- (6) 小規模住居型児童養育事業
法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者
- (7) 子育て短期支援事業
法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を実施する事業所のうち、同事業を実施するための専用の居室等を有している事業所
- (8) 意見表明等支援事業
法第6条の3第17項に規定する意見表明等支援事業を実施する事業所
- (9) 障害児入所施設
法第42条に規定する障害児入所支援を実施する指定障害児入所施設
- (10) 児童発達支援事業所
法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は法第43条に規定する児童発達支援センターとしての事業を実施する指定障害児通所支援事業所
- (11) 放課後等デイサービス事業所

法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを実施する指定障害児通所支援事業所

(12) 居宅訪問型児童発達支援事業所

法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援を実施する指定障害児通所支援事業所

(13) 保育所等訪問支援事業所

法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を実施する指定障害児通所支援事業所

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、性被害防止対策を図るためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備・備品の購入又は更新（以下「購入等」という。）に係る経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設は、本市に所在する第2条各号に規定する児童福祉施設等とする。ただし、第2条第2号及び第4号に定める施設については、本市所管の施設に限る。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第8号に定める事業所については、本市と委託契約を締結している事業所を補助対象とする。

(補助対象事業の要件等)

第5条 補助金は、当該年度の4月1日から12月31日までに性被害防止対策のための設備・備品の購入等を完了し、かつ支払いを完了する事業を対象とする。

ただし、設備・備品の購入等について、当該年度の12月31日までの完了を予定していたが、児童福祉施設等の責めに帰さないやむを得ない事情が生じたとき市長が認める場合で、当該年度の3月31日までに設備・備品の購入等を完了し、かつ支払いを完了する場合は、この限りではない。

2 補助金の交付は、1施設あたり1回に限り交付するものとする。ただし、第2条第10号から第13号までに規定する事業所として複数の指定を受けている多機能型事業所のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第80条及び第82条の規定による特例を用いて指定を受けている多機能型事業所は1施設として数える。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象施設1施設あたり、上限額100,000円と、実際に購入等に要した経費の額を比較して少ない方の額に補助率4分の3を乗じて得た額を算定するものとし、予算の範囲内で市長が決定する。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てる。

(交付申請)

第7条 条例第9条の規定による申請は、別に定める期日までに、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 性被害防止対策のための設備・備品の購入等に係る見積書
- (2) 購入等を行う設備・備品の内容を詳細に確認できる資料（設置又は使用予定場所を確認できる図面等を含む。）

2 交付申請書の提出後に次の各号に掲げる内容を行おうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更
- (2) 事業の中止又は廃止

（事前着手）

第8条 補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施する場合において、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金事前着手届（第2号様式）を市長に提出していたときは、この限りでない。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請が到達してから速やかに条例第10条各項の決定を行い、その旨を京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金決定通知書（第3号様式）により通知する。

（変更の承認の申請）

第10条 第7条第2項第1号に定める事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）に係る市長の承認の申請は、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）によって行うものとする。

2 前項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業目的達成のために事業の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 事業目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 市長は、第1項による申請があった場合において、申請内容の変更について必要と認めるときは、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

（事業の中止又は廃止）

第11条 第7条第2項第2号に定める事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申

請は、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項による申請を受理し、条例第14条第2項に該当する場合は、条例第14条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定を取り消すこととし、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金決定取消通知書（第7号様式）により通知する。

（実績報告）

第12条 条例第18条の規定による実績報告は、別に定める期日までに、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる全ての書類を添えて行わなければならない。

- (1) 第3条に掲げる経費に該当することを証する資料（購入等を行った物品等の内容、購入等の日時、購入等を行った物品の金額、経費を支払ったことが分かるもの）
- (2) 購入等を行った設備・備品の内容を詳細に確認できる資料

（確定通知）

第13条 市長は、条例第19条の規定により補助対象事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金交付予定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、京都市児童福祉施設等における子どもの性被害防止のための設備等購入支援事業補助金交付額確定通知書（第9号様式）により通知する。

（交付の条件）

第14条 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により子ども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を京都市に納付させることができる。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 5 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税相当額の全部又は一部を京都市に返還させることがある。

- 6 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

- 第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。